

預金口座振替特約

2020年4月1日改定
新潟信用金庫

1. 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。
2. 預金の支払手続については、当座取引約定書または、預金規程にかかわらず、当座小切手の振出または、預金通帳および払戻請求書の提出はいたしませんから貴金庫所定の方法で処理してください。
3. 指定預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たない時は私に通知することなく請求書を返却されても異議ありません。
この場合、遅取料金が適用されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
5. この口座振替を解除する場合は、私から貴金庫ならびに対象料金の収納者に連絡します。
6. 対象料金収納者の都合により、需要家番号等が変更になった場合は、変更後の需要家番号で取扱ってください。
7. この取扱について万一紛議が生じても貴金庫にご迷惑をかけません。
8. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上